

4 臨港地区の範囲

中城湾港の臨港地区の面積は、令和3年12月時点で約405haである。

今後、港湾計画の遂行に伴い、港湾の管理運営を円滑に行うために必要と考えられる臨港地区（管理者の案）は、次のとおりである。

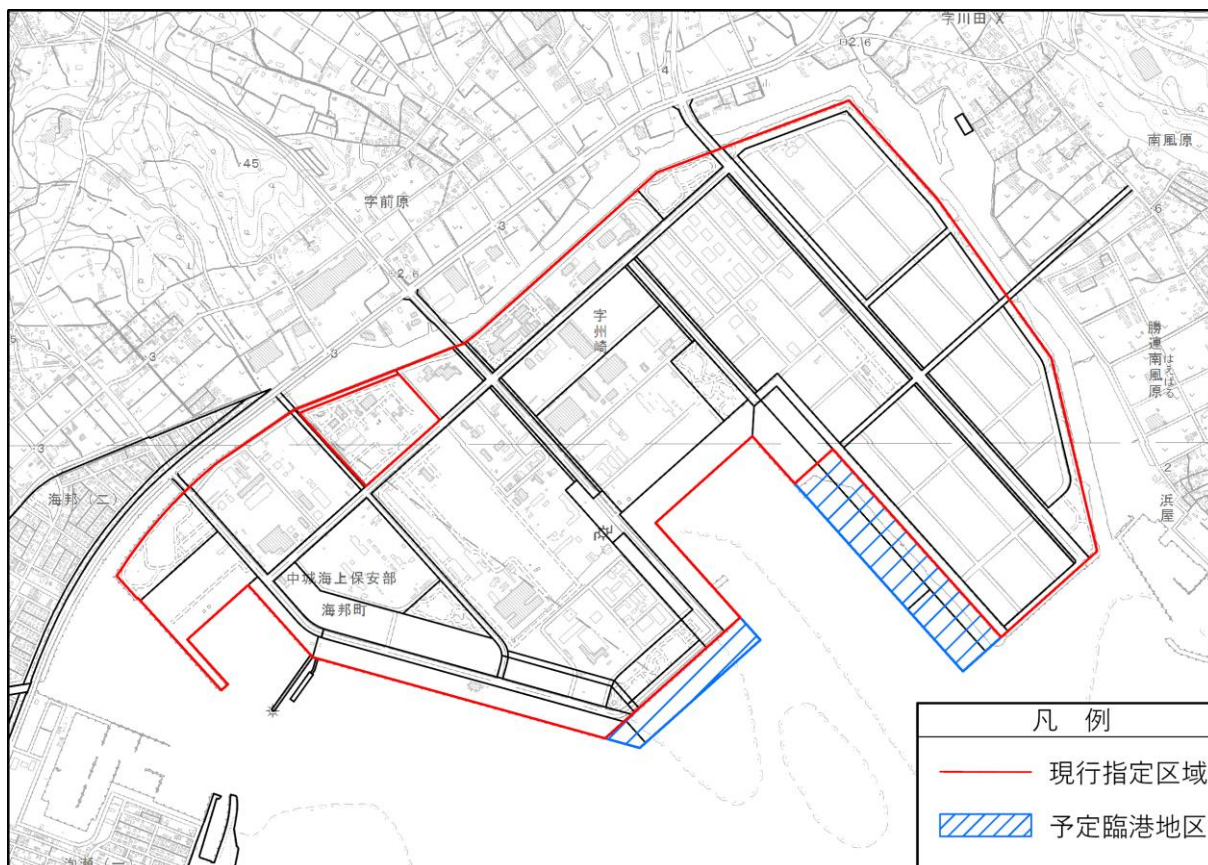


図 V. 4. 1 臨港地区の範囲（新港地区）

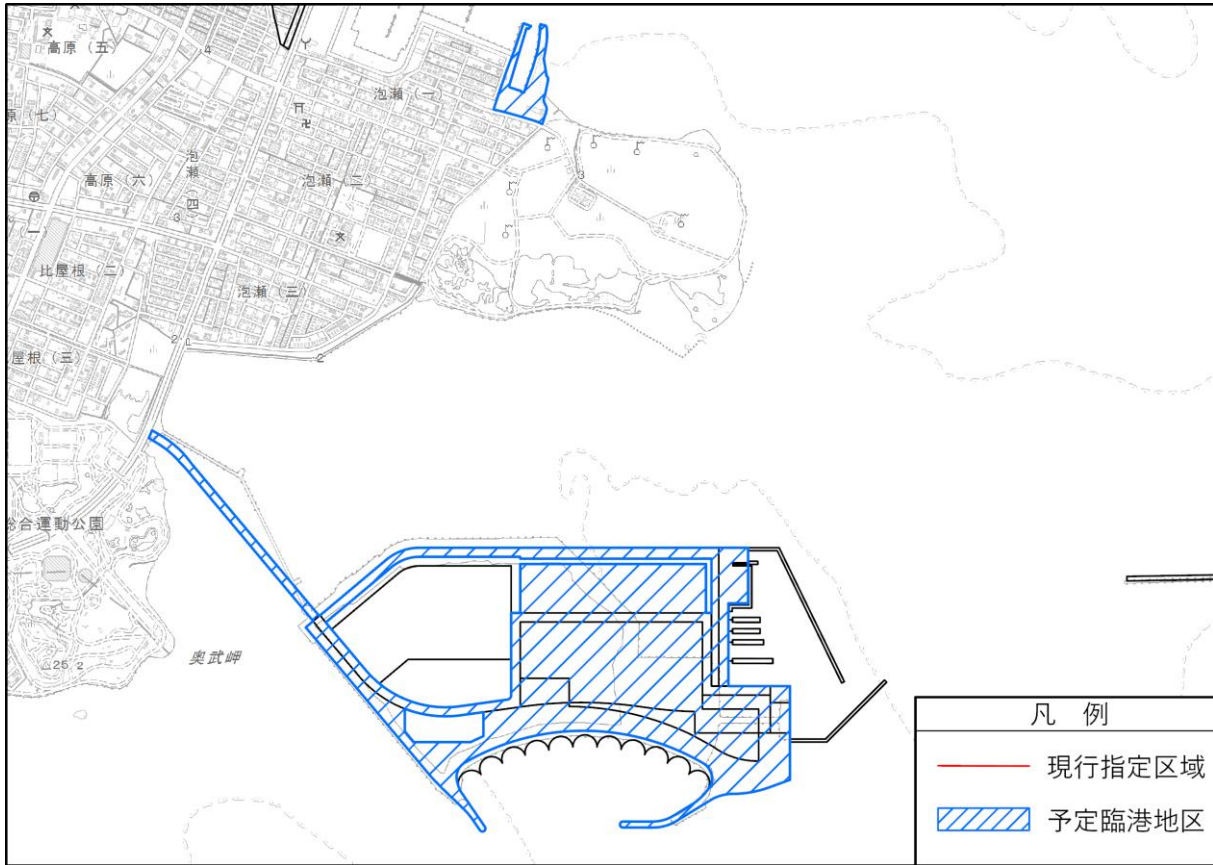


図 V. 4. 2 臨港地区の範囲（泡瀬地区）

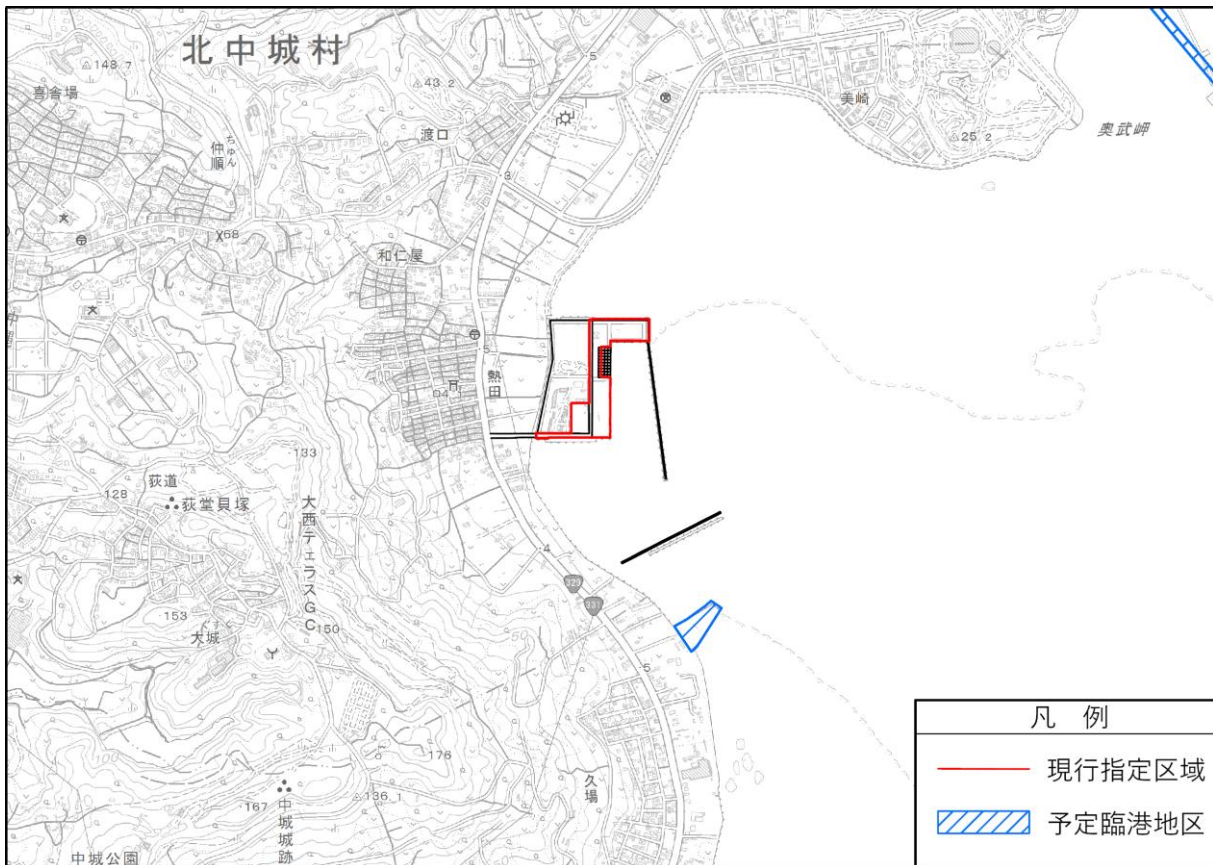


図 V. 4. 3 臨港地区の範囲（熱田地区）

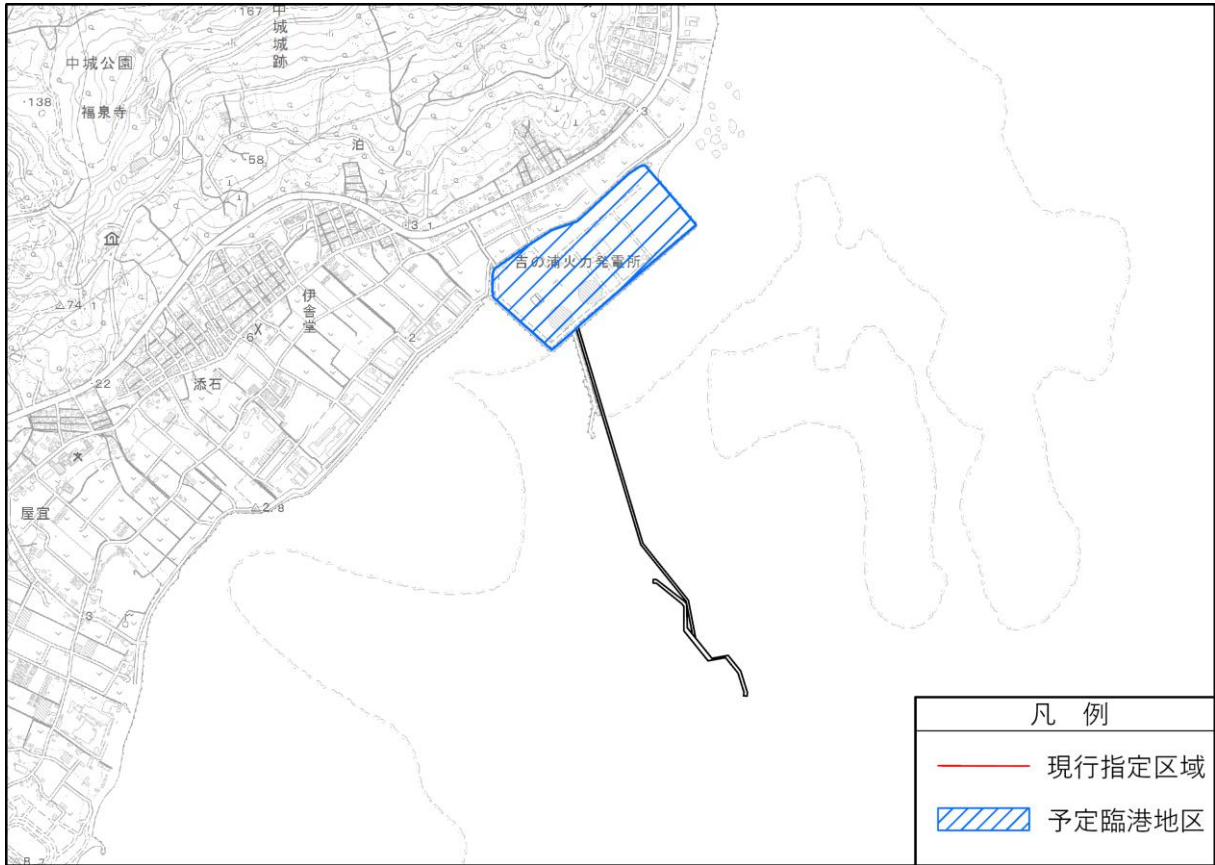


図 V. 4. 4 臨港地区の範囲（中城地区）

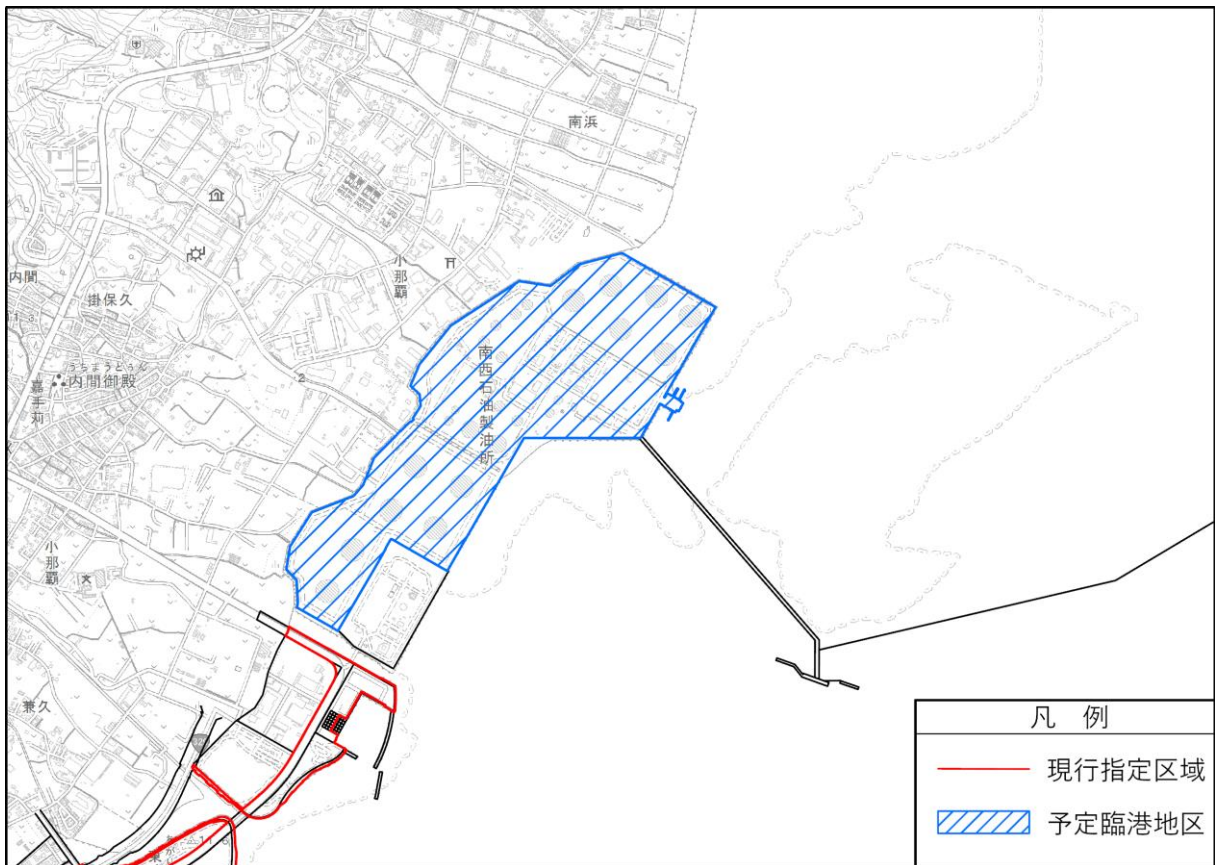


図 V. 4. 5 臨港地区の範囲（小那覇地区）

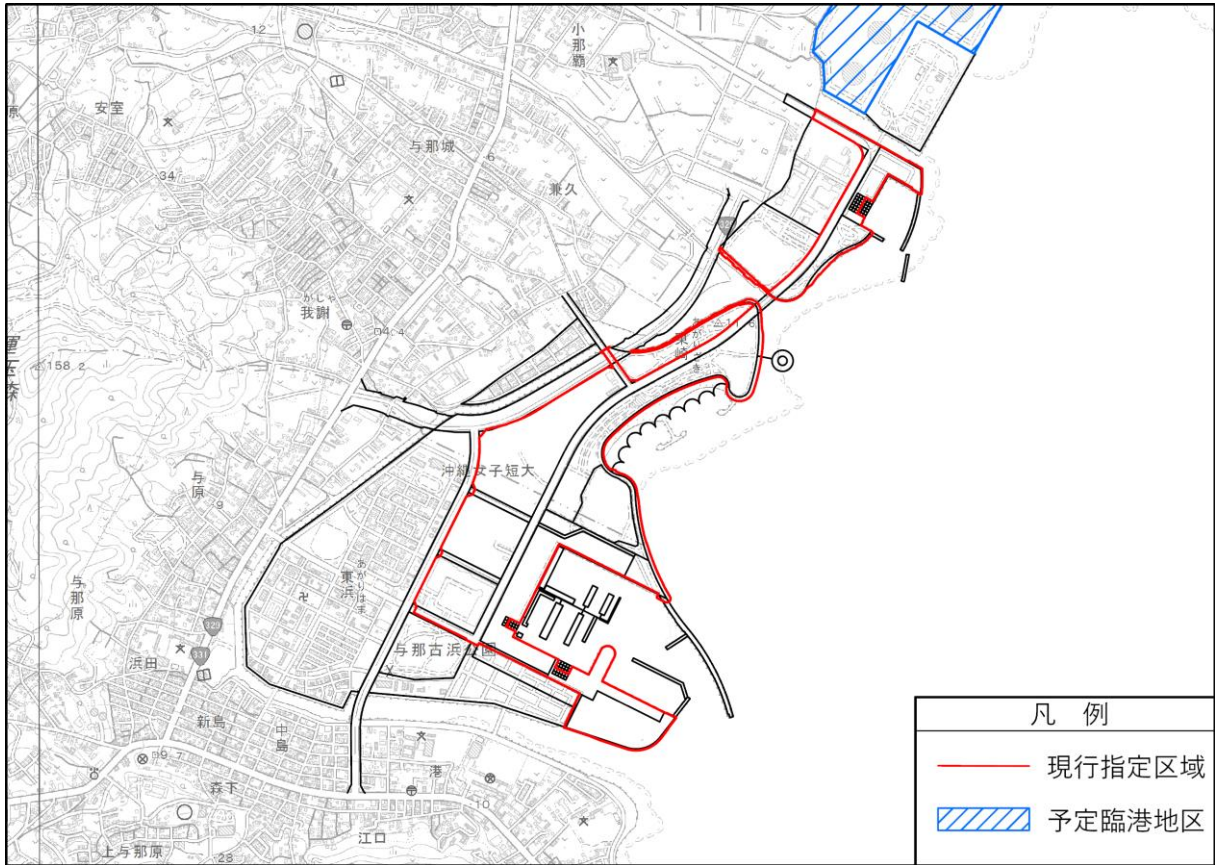


図 V. 4. 6 臨港地区の範囲（西原与那原地区）

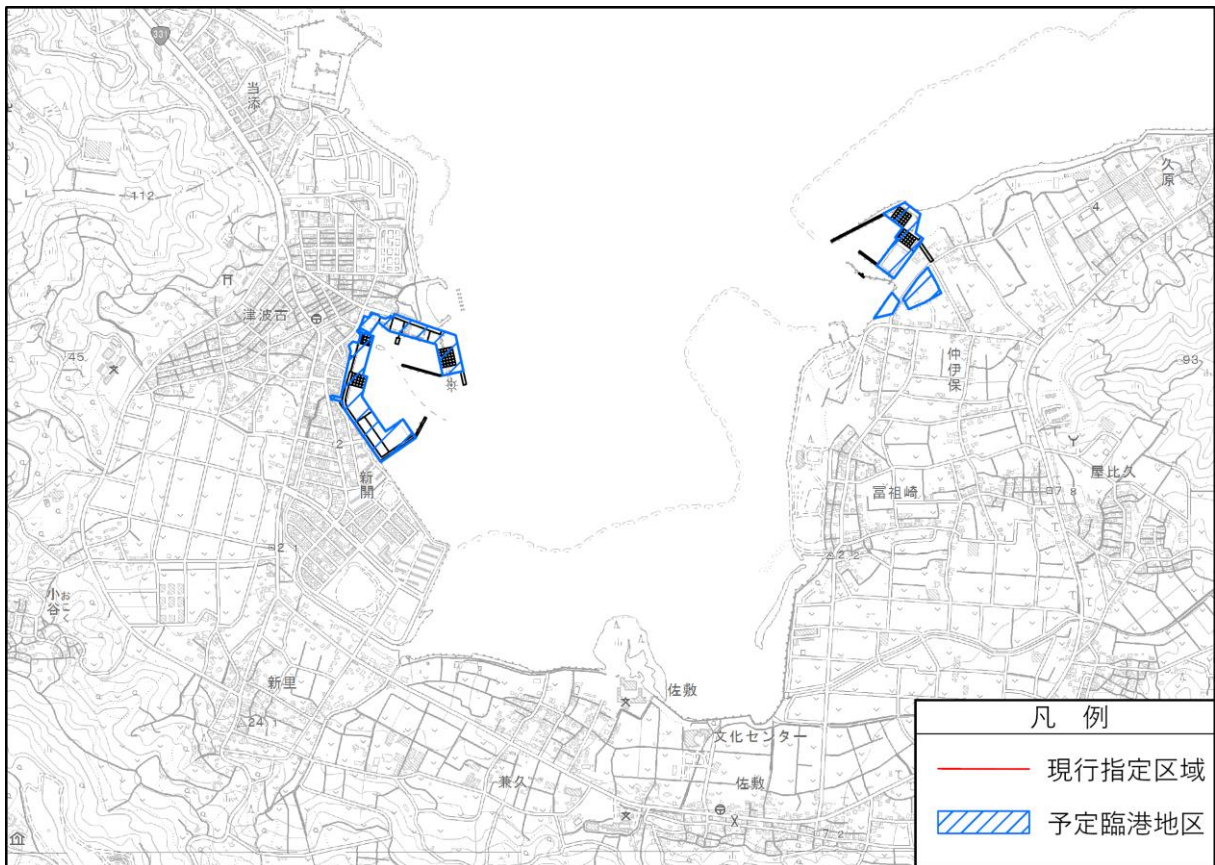


図 V. 4. 7 臨港地区の範囲（馬天地区・仲伊保地区）

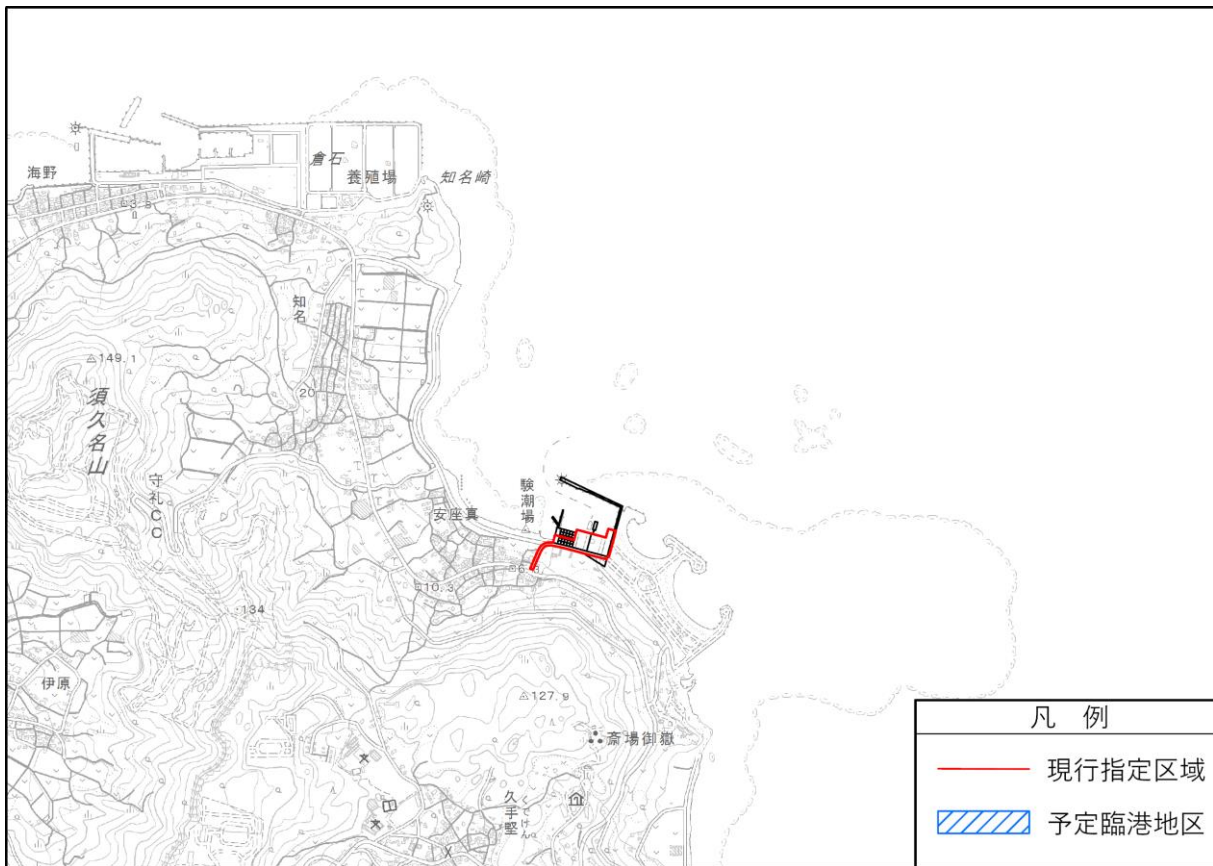


図 V. 4. 8 臨港地区の範囲（安座真地区）

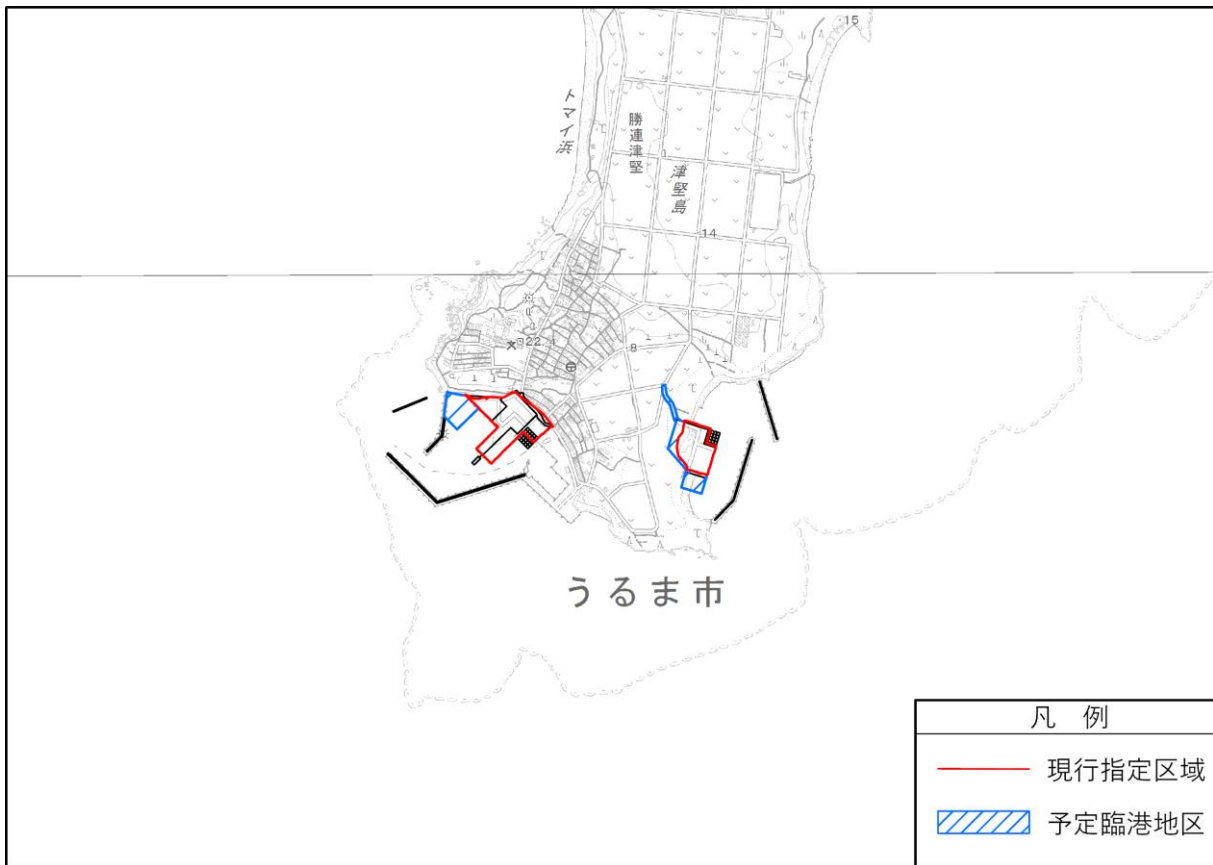


図 V. 4. 9 臨港地区の範囲（津堅地区・アギ浜地区）

5 地盤高

(1) 浸水想定

沖縄県津波被害想定調査（平成 25 年 3 月）により、将来沖縄県で起こりうる最大クラスの津波により想定される津波浸水域図がとりまとめられている。

中城湾港周辺における浸水想定は、図 V. 5. 1 に示すとおりである。

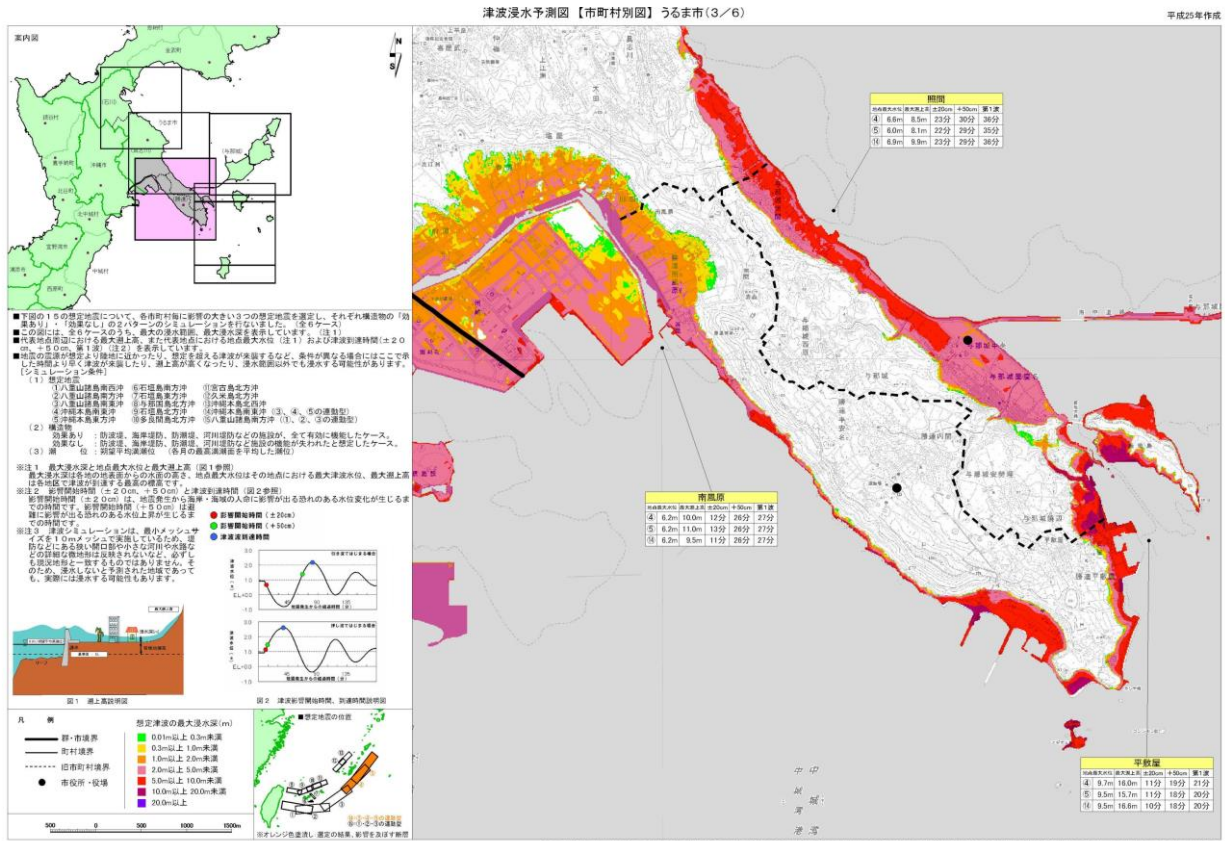


図 V. 5. 1 (1) 中城湾港周辺の浸水想定

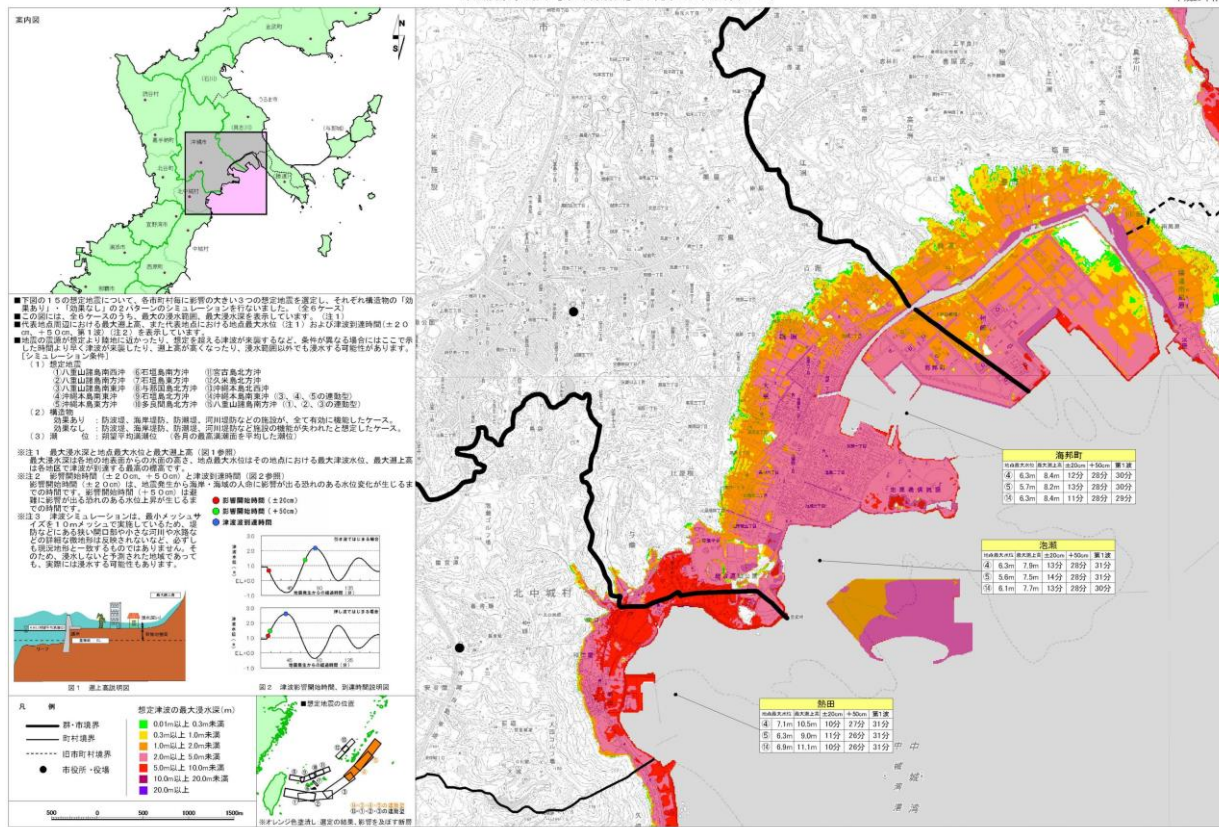


図 V. 5. 1 (2) 中城湾港港周辺の浸水想定

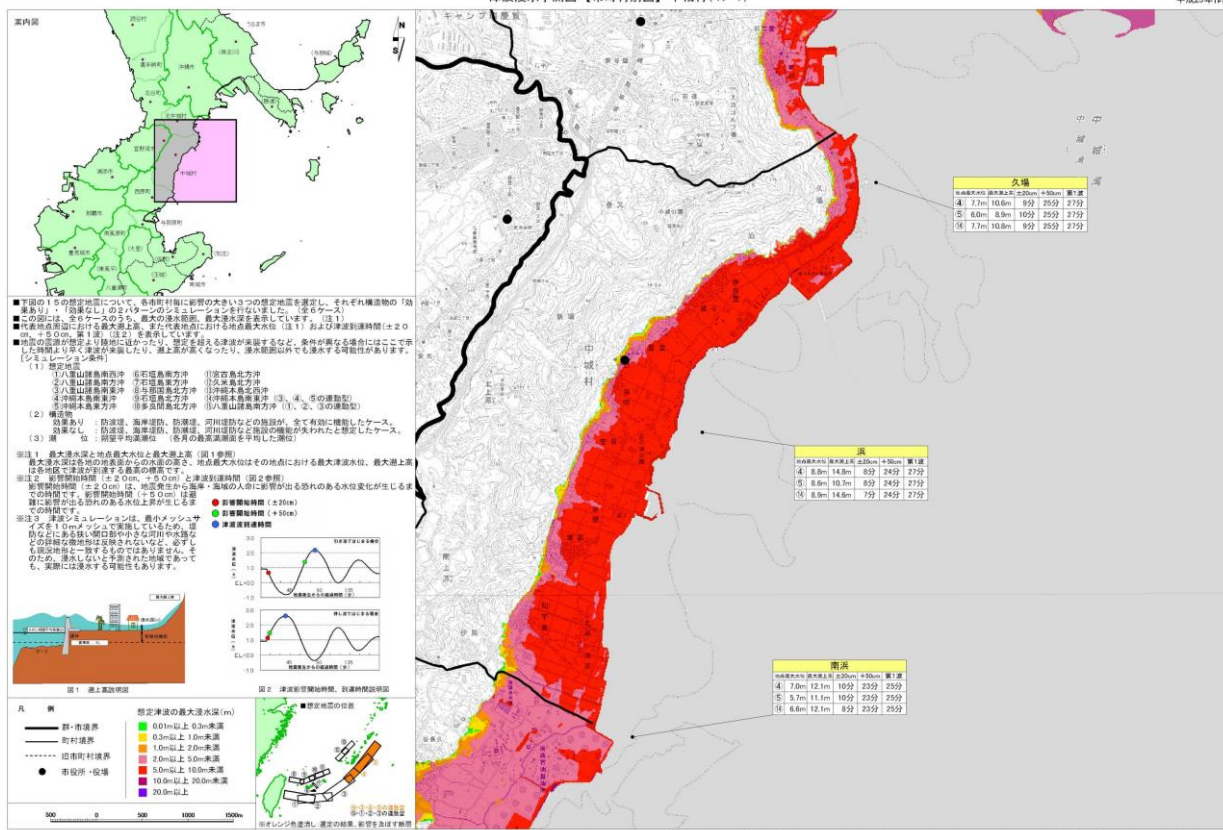


図 V. 5. 1 (3) 中城湾港港周辺の浸水想定

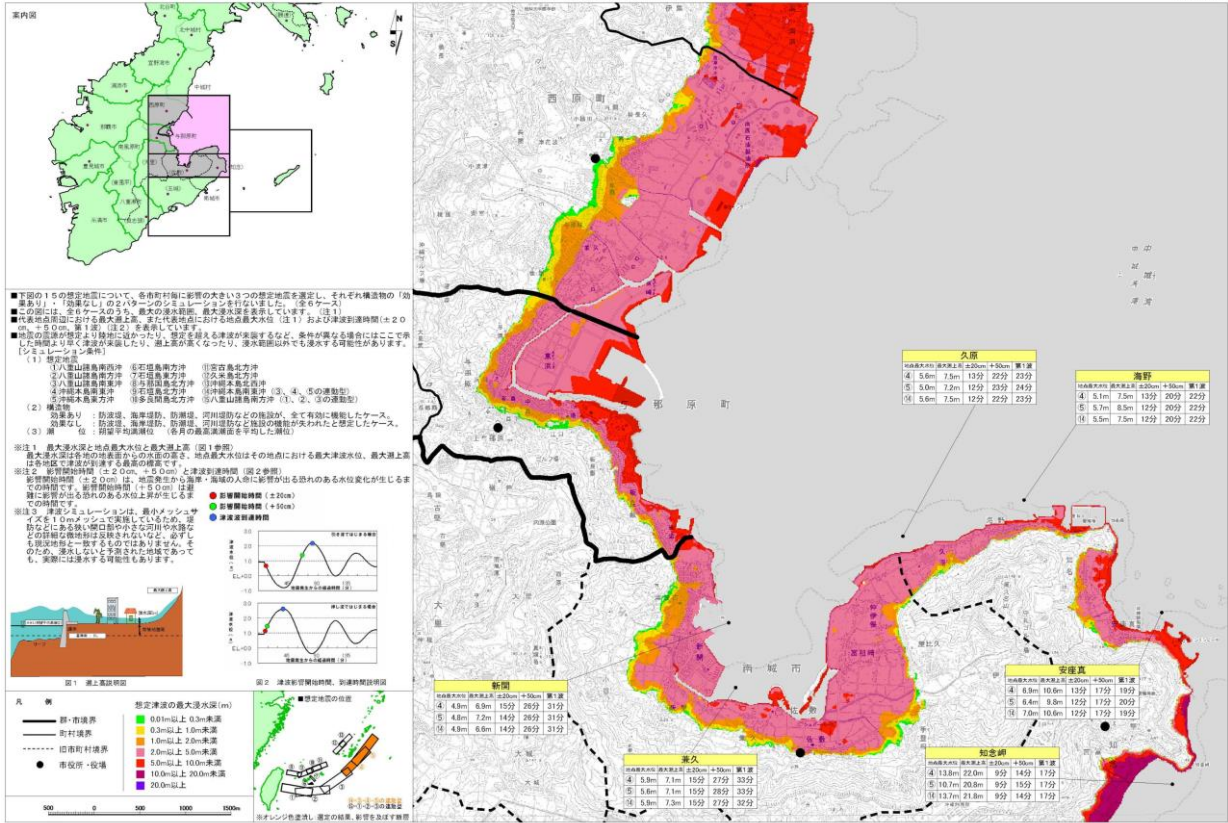


図 V. 5. 1 (4) 中城湾港港周辺の浸水想定

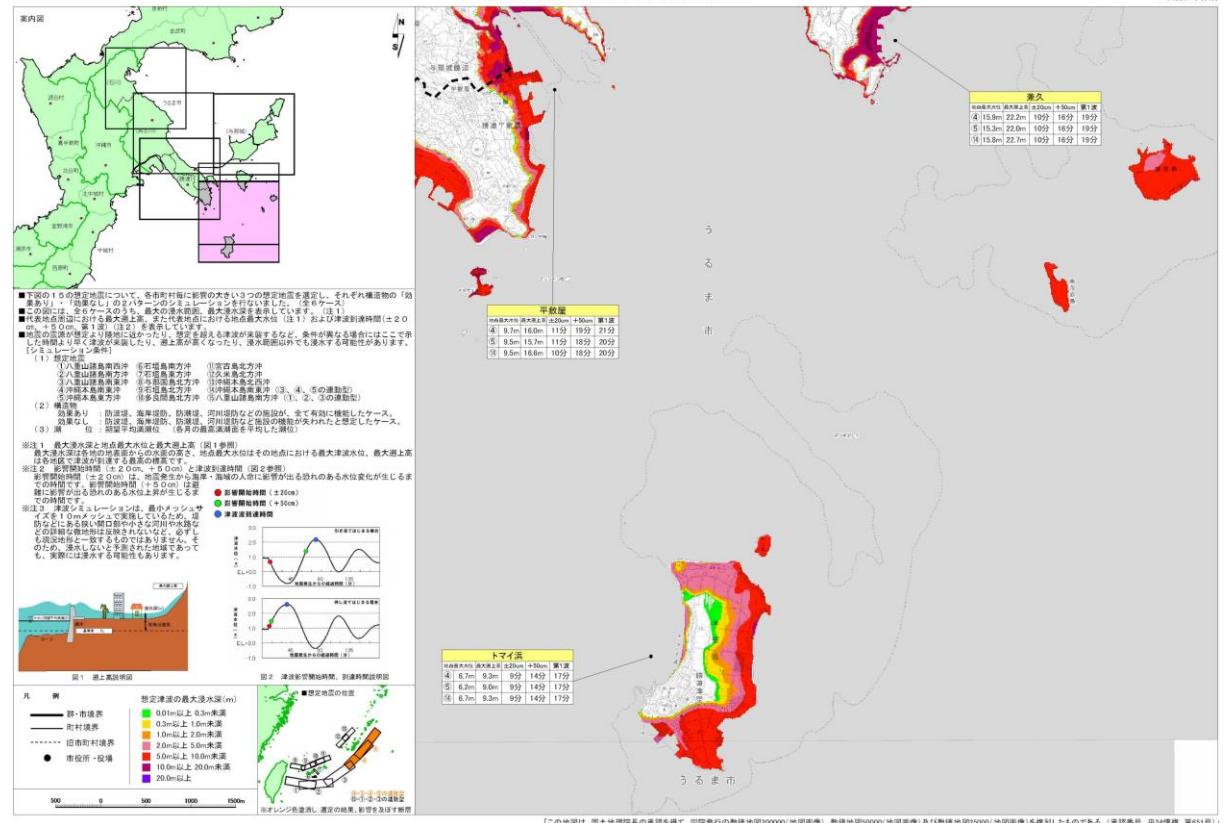
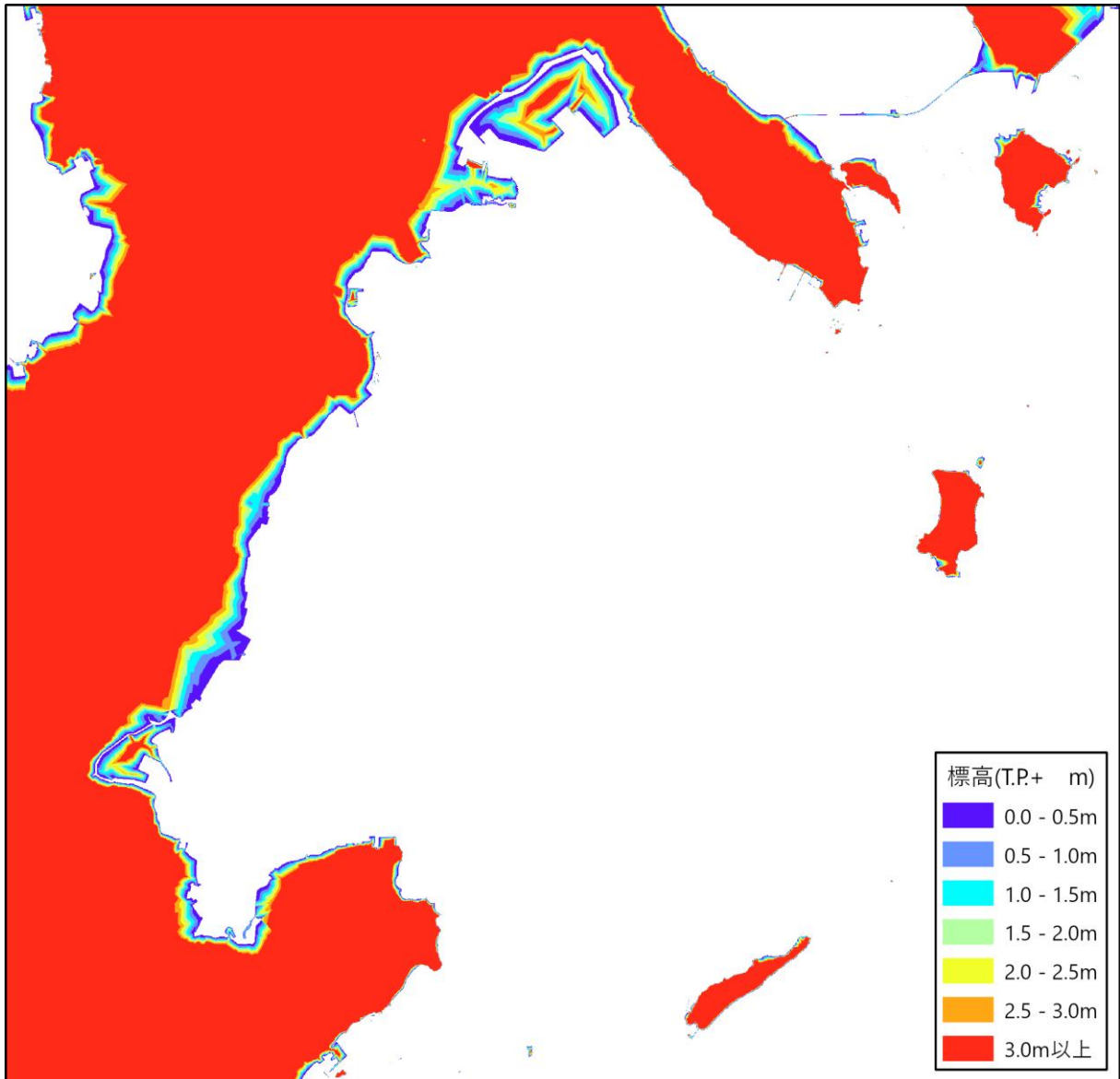


図 V. 5. 1 (5) 中城湾港港周辺の浸水想定

(2) 地盤高

中城湾港周辺の地盤高は、図 V. 5. 2 に示すとおりである。



出典：国土地理院基盤地図情報より作成

図 V. 5. 2 中城湾港周辺の地盤高

VI. 港湾の効率的な運営に関する資料

1 効率的な運営に関する事項

中城湾港の利用状況を踏まえるとともに、港湾利用やサービス向上について港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

2 外航旅客の良好な受入環境を形成する区域

外航船の寄港増加や大型化に対応するとともに、埠頭と一体となって外航旅客の受入拠点を形成するため、以下の区域において、外航船利用旅客のための旅客施設、その機能を確保する施設及び周辺を整備する施設を配置することを計画する。

新港地区

埠頭用地	5.1ha (旅客施設用地)
緑地	3.8ha

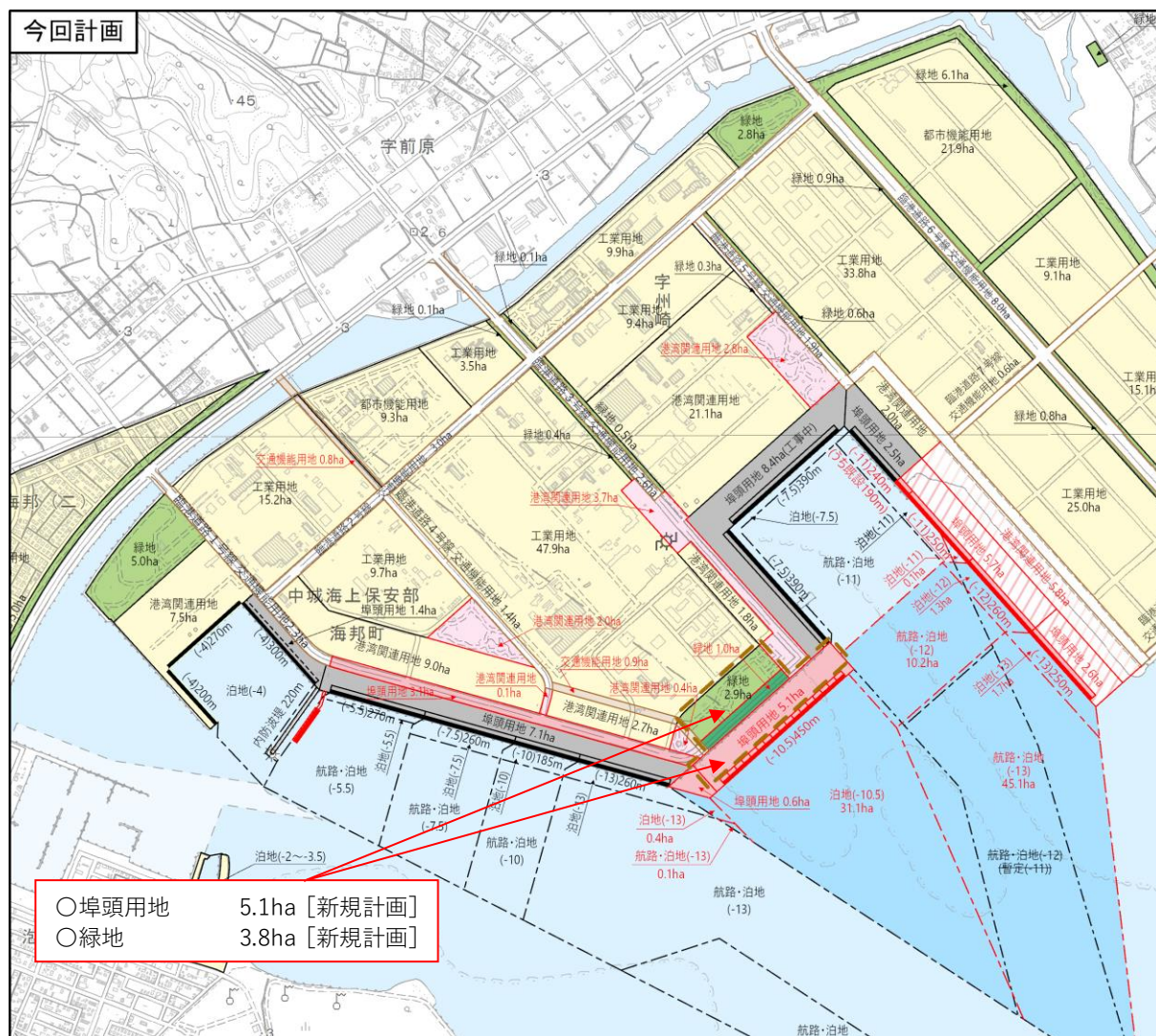


図 VI. 2. 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

Ⅶ. その他重要事項に関する資料

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画している施設及び既に計画されている施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

新港地区

新港航路	水深	1 3 m	幅員	3 7 0 m	[既設の変更計画]
泊地	水深	1 3 m	面積	2 h a	[既定計画の変更計画]
泊地	水深	1 2 m	面積	1 h a	[既定計画の変更計画]
泊地	水深	1 1 m	面積	1 h a	[既定計画の変更計画]
航路・泊地	水深	1 3 m	面積	4 5 h a	[既定計画の変更計画]
航路・泊地	水深	1 2 m	面積	1 0 h a	[既定計画の変更計画]
防波堤（東）	延長	9 0 0 m	（うち 9 4 0 m 既設） [既定計画の変更計画]		
岸壁 1 バース	水深	1 3 m	延長	2 5 0 m	[既定計画の変更計画]
岸壁 1 バース	水深	1 2 m	延長	2 6 0 m	[既定計画の変更計画]
岸壁 2 バース	水深	1 1 m	延長	4 9 0 m	（うち 1 9 0 m 既設） [既定計画の変更計画]

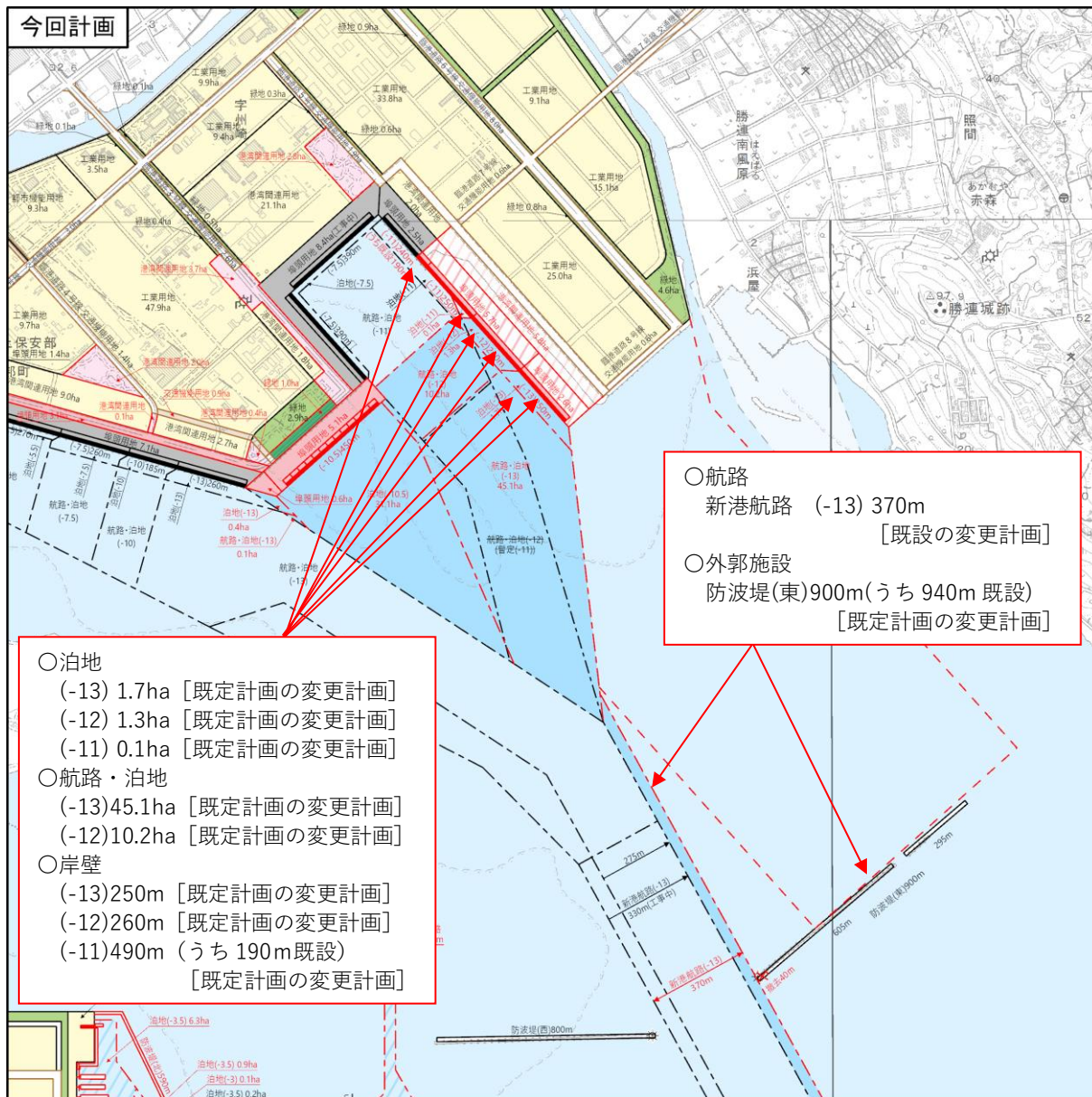


図 VII. 1. 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

2 港湾及び港湾に隣接する地域の保全

(1) 港湾における防災機能向上のための取り組み

中城湾港の機能・役割を踏まえ、災害等の危機的な事象が発生した場合には、被害を最小限に抑制し、港湾の重要機能の維持、あるいは早期回復を図るため、ハードとソフトを組み合わせた対策を講じていくものとする。

そのため、地域防災計画を踏まえ、耐震強化岸壁等のハード面の整備を推進するとともに、港湾BCPに基づき行政と民間が一体となって被災時の対応力の向上を図るなど、ソフト面での取組に努めることとする。

3 大規模地震対策施設計画

(1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

①大規模地震対策施設の現況

中城湾港では、これまでに大規模地震対策として整備した施設はない。

②緊急物資輸送用岸壁の必要性

大規模地震発生時等における本島中南部東海岸圏域の緊急物資等の海上輸送や復旧資機材の搬入、救援・復旧活動の拠点等としての機能を確保するため、新港地区において耐震強化岸壁等の整備が早急に必要である。

③必要な耐震強化岸壁の数

地震災害発生時における緊急物資輸送の背後圏を沖縄本島中部圏域とし、中城湾港において必要となる緊急物資輸送量及び耐震強化岸壁の数を次のとおり設定する。

表 VII. 3. 1 緊急物資輸送用岸壁の必要整備量

①背後圏 人口 (人)	②被災人口 (①×30%) (人)	③必要となる 緊急物資輸送量 (②×0.04 トン/人・日)	④耐震強化岸壁での 緊急物資輸送量 (③×10%)	必要バース数(④/240 トン)		
				必要 バース数	既設 バース数	計画 バース数
361,784	109,000	4,360	436	2	0	2

注1：被災率(30%)、1人1日当たり緊急物資量(40kg/人・日)、港湾分担率(10%)、1バース当たり取扱能力(240 トン/バース(人力のみで荷役する場合は、「臨海部防災拠点マニュアル(H28.3)」を参照

注2：中城湾港の背後圏人口は、「推計人口(H30.10.01 現在)」(人口問題研究所)の2035年人口による。

④緊急物資輸送用岸壁の配置の考え方

沖縄県地域防災計画(令和3年6月修正)では、中城湾港を緊急輸送港湾と位置づけており、緊急物資輸送用の岸壁としての水深、必要岸壁延長が確保できることから、新港地区客船バースを耐震強化岸壁として計画する。

⑤大規模地震対策施設計画(緊急物資輸送対応の施設)

今回計画している施設のうち、以下の施設について大規模地震対策施設として計画する。

表 VII. 3. 2 大規模地震対策施設計画(緊急物資輸送対応の施設)

機能	地区名	施設名	水深	バース数	延長	今回計画
緊急物資輸送用	新港	岸壁 (客船バース)	10.5m	2	450m	新規計画
緊急輸送道路	臨港道路新港1号線 4車線					既設の変更計画
	臨港道路新港3号線 4車線					既設の変更計画

⑥大規模地震対策施設の計画位置

大規模地震対策施設の計画位置は、以下のとおりである。

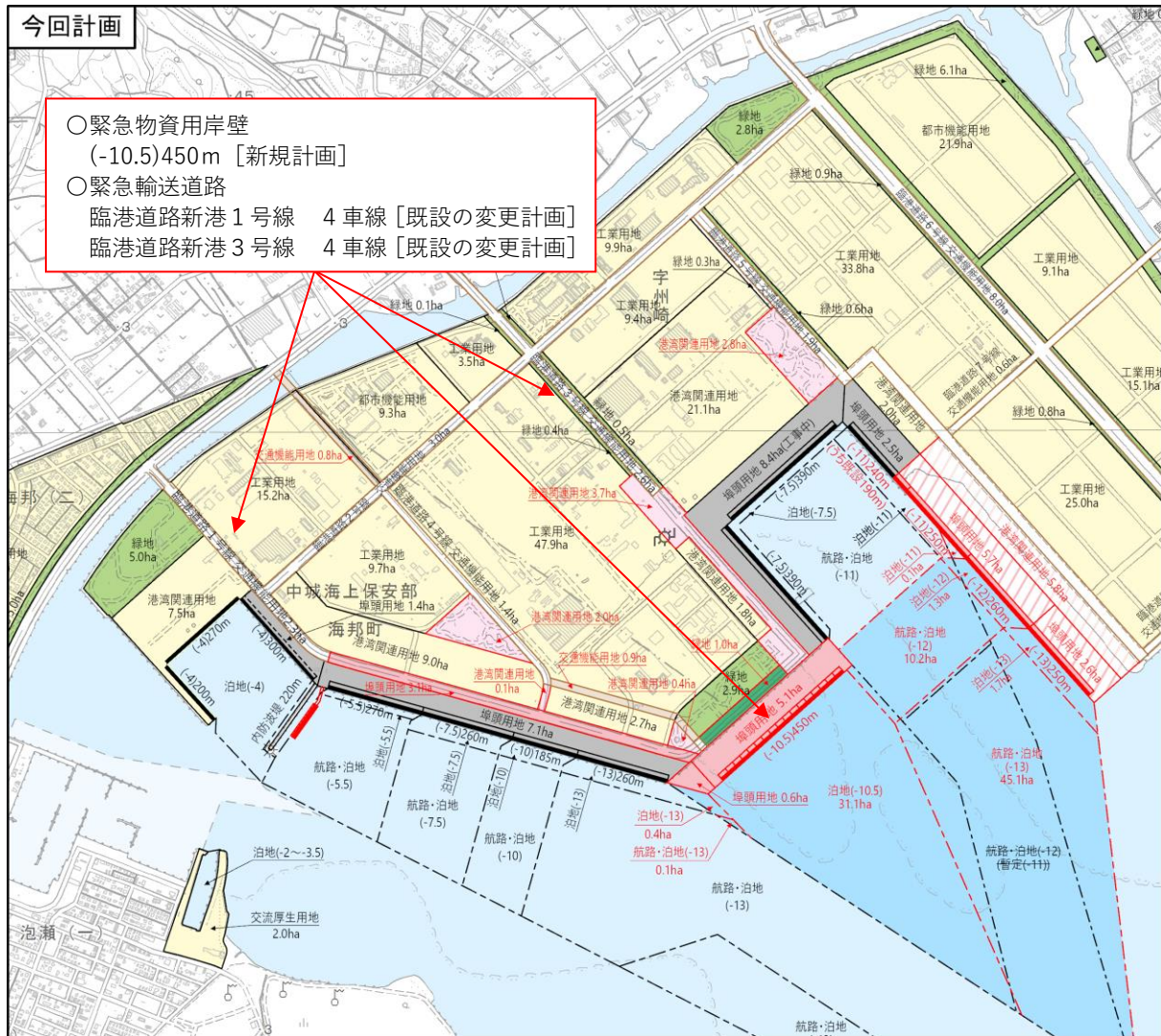


図 VII. 3. 1 大規模地震対策施設計画位置図（緊急物資輸送対応の施設）

(2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

①大規模地震対策施設の現況

中城湾港では、これまでに大規模地震対策として整備した施設はない。

②幹線貨物輸送用岸壁の必要性

東日本大震災の教訓を活かすとともに、切迫する大規模地震の被災による経済活動等への影響を最小限とするため、幹線貨物輸送用耐震強化岸壁が必要である。

③大規模地震対策施設計画（幹線貨物輸送対応の施設）

今回計画している施設のうち、幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設を大規模地震対策施設として計画する。

表 VII. 3. 3 大規模地震対策施設計画（幹線貨物輸送対応の施設）

機能	地区名	施設名	水深	バース数	延長	今回計画
幹線貨物輸送用	新港	岸壁 (東ふ頭 RORO バース)	11m	1	250m	既定計画の 変更計画
幹線貨物輸送道路	臨港道路新港 6 号線	4 車線				既設
	臨港道路新港 7 号線	2 車線				既設

④大規模地震対策施設の計画位置

大規模地震対策施設の計画位置は、次頁のとおりである。

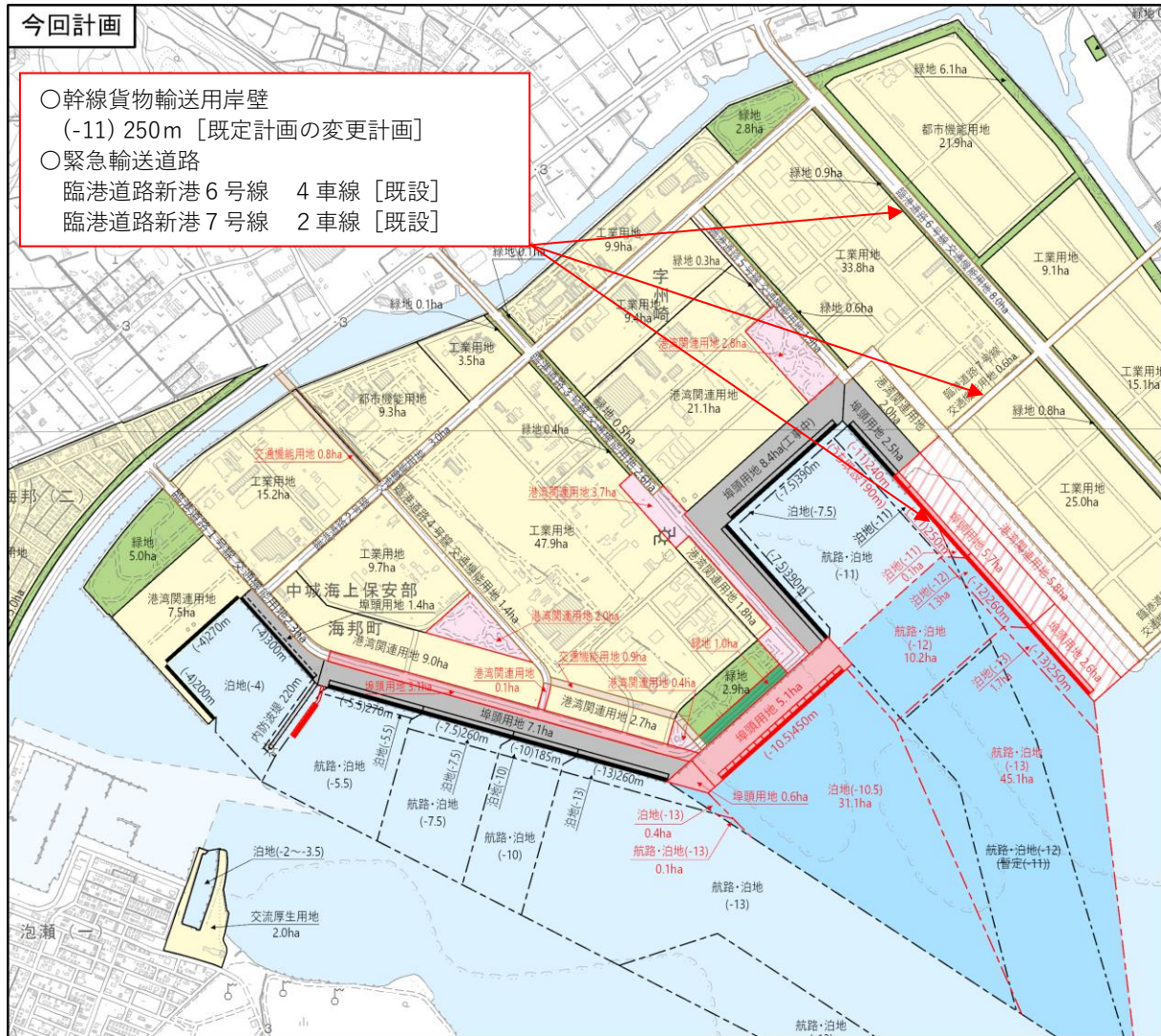


図 VII. 3. 2 大規模地震対策施設設計画位置図 (幹線貨物輸送対応の施設)

4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化

中城湾港におけるカーボンニュートラルポート形成に向け、次世代エネルギーの活用促進に向けた取り組みを推進するとともに、陸上電力供給による船舶のアイドリングストップなど、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化に向けた取り組みを推進する。

(2) 開発空間の留保

新港地区地先については、将来の貨物需要・土地需要に対応するための開発空間として留保し、今後、その具体化を検討する。

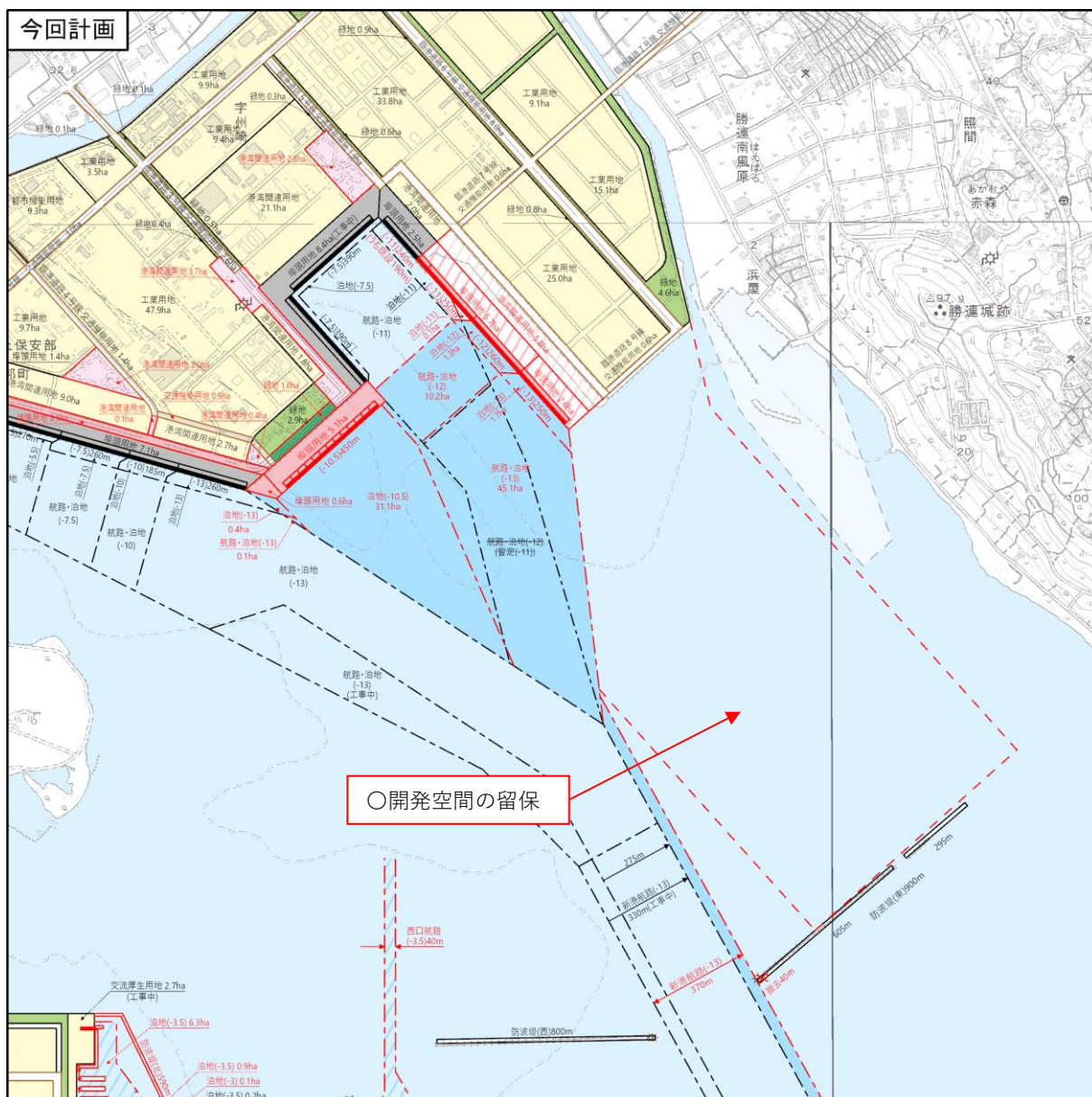


図 VII. 4. 1 開発空間の留保区域の位置図